

第1回政策評価委員会における主な意見と対応
及び令和5年度政策評価書（案）等の修正箇所

令和6年度第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

部局	目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
地球環境局	1	1 山岸委員 ・ 亀山委員 ・ 百瀬委員	<p>目標の達成度合いは「相当程度進んでいない」などに変更すべきではないか。</p> <p>数字上は 2030 年度の目標に向かって順調に進んでいるのかもしれないが、世界的には 2035 年までに 60% 削減が必要とされており、それを見据えた政策策定が求められる。</p>	<p>政策評価書内「目標達成度合いの測定結果」の記述を修正しました。</p> <p>またそれに伴い、政策評価書内「目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等」及び「次期目標等への反映の方向性」の記述を修正しました。</p>

地球環境局	1	1	山岸委員	GHG排出削減・吸収量はもちろん大事だが、施策の効果としては、その一歩手前の指標が見たい。どれだけの企業・国民が温暖化対策に向けて動いているかといったところも確認したい。	政策評価書内「目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等」及び「次期目標等への反映の方向性」に、具体的な施策に係る記述を追記しました。
地球環境局	1	1	大塚委員	Scope3の排出削減に関連する項目についても指標を入れることを検討してほしい。	政策評価書内「目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等」及び「次期目標等への反映の方向性」に、記述を追記しました。新たな指標の設定については、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
地球環境局	1	1	百瀬委員	フロン対策に関して、例えばフロンを使用した機器を今後も製造させるのかといった観点を指標に加えるべきではないか。	現在、環境省では、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行っているところです。規制的手法を含む指標の在り方については、今後の動向も踏まえ、検討してまいります。また、ご指摘を踏まえ、政策評価書内「目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等」及び「次期目標等への反映の方向性」に、記述を追記しました。
地球環境局	1	2	山岸委員	JCMによる累積1億トンの目標は、毎年1千万トンずつ積み上げていかないと達成できないような目標であるため、このままでは目標が達成できないのではないか。目標の達成度合いを「相当程度進んでいない」に変更するなどすべきでは。	ご指摘のとおり、JCMに係る測定指標の達成見込みに関しては懸念がございますが、他方で、他2つの測定指標については政策評価書内「達成」欄で「○」と評価しているため、政策評価書内「目標達成度合いの測定結果」は「相当程度進展あり」のままとさせていただきます。その一方、ご指摘を踏まえ、政策評価書内「目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等」及び「次期目標等への反映の方向性」の記述を修正しました。

再生循環局	4	1	深町委員	日本の資源の強みとしては、森林資源が豊富であることであり、その活用が重要。建設リサイクルの指標はあるが、木質バイオマス活用など、森林資源の評価について何か考えられないか。	森林資源については、令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会推進基本計画において、「適切な森林管理や建築材料への木材利用拡大、木質系新素材の利用拡大を通じて、森林資源の循環利用の確立を図る」と記載しており、その評価については、「我が国に蓄積されているストックの種類ごとの蓄積量、その利用価値等に関する指標について検討を進め」ているところです。
再生循環局	4	2	百瀬委員	食品リサイクルについて、外食産業の実施率が低いが、これは中小の飲食事業者にとって、リサイクラーへの持ち込みが難しいという現実もあると認識。このようなりサイクルできない要因、課題把握を評価書に反映できないか。	中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会にて、要因の把握に努め、目標値の見直しについて議論を行っているところです。専門委員会での意見を踏まえ、政策評価書内「目標達成度合いの測定結果」に、記述を追記しました。
再生循環局・地球環境局	4	2	百瀬委員	日本の SDGs の達成状況について、最低レベルの評価だった項目として、環境分野では、化石燃料の使用と廃プラスチックの輸出量がある。また、食品ロスは半減しているはずである。これらの根拠を評価書の中で見える形にしていただけると、民間企業はそれに沿って動ける。	<ul style="list-style-type: none"> SDGs に関しては、SDSN(持続可能な開発ソリューション・ネットワーク)の報告書に記載されている指標・データについてのご指摘と理解しています。この報告書では、各国を比較できる指標を選定しており、「化石燃料燃焼及びセメント製造からの CO₂ 排出量」は Global Carbon Project、「廃プラスチックの輸出」は UN Comtrade が出典とされていますが、政策評価においては以下のとおり対応しています。 化石燃料の使用について(目標1-1関連) <p>化石燃料を含むエネルギーの使用の合理化に関する政策は経済産業省等が行っており、燃料使用量を指標にすることはできませんが、環境省では我が国の1年間の温室効果ガスの排出・吸収量を取りまとめた温室効果ガスインベントリにおいて、化石燃料の使用に伴う</p>

			<p>CO2 排出量を含むエネルギー起源 CO2 の排出量を算定しており、これを政策評価における指標の1つとして設定しています。</p> <p>・廃プラスチックの輸出について(目標4-4関連)</p> <p>プラスチック廃棄物を資源として海外に輸出する場合、適切な手続を経て輸出され、輸出先においてリサイクルされていると承知しています。政策評価においては、「バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数」などを指標としています。</p> <p>・食品ロスについて(目標4-2関連)</p> <p>食品ロス削減に加え、それに取り組んでもなお発生する食品循環資源のリサイクルを徹底することが重要であり、その観点での政策評価指標を定めています。</p> <p>なお、2022 年度の食品ロス発生量は約 472 万トンとなり、2030 年度までに 2000 年度比で半減(489 万トン)するという政府目標を初めて達成しました。</p> <p>また、既に評価書の中で記載している「食品循環資源の再生利用等の実施率」を計算するに当たり必要な項目として食品関連事業者の食品ロス量を把握しており、その数値を用いて計算した再生利用等の実施率を毎年公表しています。</p>
--	--	--	--

再生資源局	4	3	山岸委員	一般廃棄物のリサイクル率が横ばいということであるが、これはどのような要因、状況と分析しているのか。更に数値を上げるには、かなりコスト要するなど、無理があり、限界に近い状況なのか。	要因としては、かねてよりリサイクル率が比較的高く全体に占める割合が大きかった紙類の使用量の低減などが考えられます。環境省では、市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的として、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示した、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を作成しています。当該指針の改訂などを通じて標準的な分別区分を提示することにより、自治体に上記考え方方が浸透しリサイクル率の向上に資すると考えています。
再生循環局	4	5	大塚委員	不法投棄の新規発生件数が前年と比べ増加したという点が気になったが、不法投棄された量はどれほどであったのか。	令和4年度に新たに判明した不法投棄事案について、件数及び不法投棄量は以下のとおりです。 ・不法投棄件数 134 件(前年度 107 件) [+27 件] ・不法投棄量 4.9 万トン(前年度 2.2 万トン) [+2.7 万トン]
再生循環局	4	7	深町委員	災害に対して事前の備えがなされているが、大量の災害廃棄物の処理体制、リサイクル等がきちんと動くことが重要であり、そのような評価、可能性、取り組みについて教えていただきたい。	災害廃棄物に対する事前の備えとして、自治体レベルでは、発災時の体制や関係事業者との連携等を記載した災害廃棄物処理計画の策定を進めており、年々、策定率が上昇しています。地域ブロックレベルでは、地方環境事務所を中心とした地域ブロック協議会にて「ブロック行動計画」を策定し、民間事業者を含む関係者による連携・協力体制を構築、また災害廃棄物処理対応に関する研修や訓練への民間事業者の参加により、対応能力向上を支援しています。また全国レベルでは、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を整備し、幅広い関連業界を含む民間事業者団体と連携・協力体制を築いています。

				本件は関係事業者との協定の内容や研修・訓練の内容を充実させることができが実効性向上に有効であり、指標設定がなじまない項目と考えています。	
自然環境局	5	1 ・ 2	山岸委員	<p>昆明・モントリオール生物多様性枠組の23目標のうちの30by30を指標としてはどうか。</p> <p>国内の生物多様性への影響だけでなく、輸入あるいは企業のサプライチェーン等を通じて海外の生物多様性に与えている影響についても測定指標を立てるべきではないか。</p>	<p>「目標5-2」の事前分析表内「測定指標」に、「30by30目標」の達成度を測る指標として「我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合」及び「我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合」を追加しました。</p> <p>令和6年度から、「目標5-1」の事前分析表内「測定指標」に、企業のグローバルバリューチェーンにおける自然関連の情報開示が、国内外の生物多様性の影響低減に寄与するという考え方から、「生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合」を記載することとしています。</p>
自然環境局	5	2	深町委員	生物多様性増進活動促進法に基づき、自然共生サイトやOECMなどの施策が進んでいくと考えられるが、それらの登録の数値目標等などの設定は検討するのか。	令和6年度から、事前分析表内「測定指標」に、「自然共生サイト及び増進活動実施計画等の認定数」を記載することとしています。

環境保健部	7	2	亀山委員	水俣病対策について、マイクオフの一件を踏まえた記載としなくて良いのか。指標には関係ないかもしだれないが、達成すべき目標に、「すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていく環境をつくる。」という記載がある以上、「今後このようなことを起こさないよう配慮していく」といった文言を入れるべきではないか。	政策評価書及び事前分析表内「施策の概要」の記述を修正し、「関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する」としました。
総合政策G	8	5	深町委員	環境アセスメントについて、地域との意見交換の場を設けるなど、国の施策として実施できることがあれば教えていただきたい。	再生可能エネルギー発電事業について、地域の声を踏まえた適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価制度等を適切に運用していく旨を、政策評価書内「次期目標等への反映の方向性【施策】」に追記しました。
地域脱炭素G	9	1	—	—	政策評価書内「次期目標等への反映の方向性」の【施策】欄に、誤記がありましたので、修正しました。

地域脱炭素G	9	2	大塚委員	地域循環共生圏の施策は、事業終了後の自立・継続性に結び付いているか、という指標や観点は大事ではないか。	政策評価書内「目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等」欄に以下の記述を追記しました。 「環境省政策評価委員会での意見(事業終了後も地域循環共生圏づくりの活動が継続していくことが重要)を踏まえ、当該事業のフォローアップの方法等について、当該事業の有識者会議の意見等を踏まえて検討していく。」
再生循環局	10	1	山岸委員	汚染廃棄物対策地域の指定解除数が、目標 11 市町村に対して 1 市町村となっているが、どのようなところに課題があるのか。	汚染廃棄物対策地域の指定要件は、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要がある場合であるところ、現在指定されている地域では、対策地域内廃棄物の処理事業等が依然進められている状況です。 環境省としては、11 市町村全てで汚染廃棄物対策地域の指定が解除できるよう、引き続き対策地域内廃棄物の処理を着実に進めてまいります。
環境保健部	10	4	—	—	政策評価書内「目標達成度合いの測定結果(判断根拠)」について、誤記がありましたので修正しました。

＜部局名の略称＞

再生循環局:環境再生・資源循環局

総合政策G:総合環境政策統括官グループ

地域脱炭素G:地域脱炭素推進審議官グループ

令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R5 - ①)

施策名	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり								担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 低炭素物流推進室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室																																																	
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。								政策評価実施予定期			政策評価実施時期 令和 6年 8月																																															
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。								政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進																																																	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日閣議決定) 																																																										
測定指標	基準値	目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準年度</th> <th rowspan="2">目標年度</th> <th colspan="6">年度ごとの目標値</th> <th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</th> <th rowspan="2">達成</th> </tr> <tr> <th colspan="6">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">14億700万</td> <td rowspan="2">H25年度</td> <td rowspan="2">7億6,000万</td> <td>R12年度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>10億9,000万</td> <td>11億1,000万</td> <td>10億8,500万</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>													基準年度	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	年度ごとの実績値						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。	-	10億9,000万	11億1,000万	10億8,500万	-	-	-	-	-	-
基準年度	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																																		
		年度ごとの実績値																																																									
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																																					
14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。	-																																																
			10億9,000万	11億1,000万	10億8,500万	-	-	-	-	-		-																																															
1 温室効果ガス排出量・吸収量(CO2換算トン)	14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。	-																																															
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	12億3,500万	H25年度	6億7,700万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	-																																															
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	1億3,480万	H25年度	1億1,450万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	-																																															
4 代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上	-																																															
5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	-	約4,690万	R12年度(R2年度)	5,190万	5,240万	5,170万	-	-	-	同上	-																																															
6 「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	-	-	5,210万	R12年度(R2年度)	5,210万	5,360万	5,020万	-	-	-	同上	△																																															
7 「COOL CHOICE」賛同事業所数(団体、企業、自治体)	-	-	40万	-	44万	52万	-	-	-	-	同上	△																																															
			36.4万	-	41.7万	43.7万	45.7万	-	-	-																																																	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 地球温暖化対策推進法施行推進経費(平成10年度)	1	001	(5) 家庭部門のCO2排出実態統計調査事業(平成25年度)	1,2	007	(9) CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業(一部経済産業省連携事業)(平成26年度)	1,2	013	(13) 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業(農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)(平成29年度)	1,2,4	019	(17) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業(一部総務省・経済産業省・国土交通省連携事業)(令和元年度)	1,2	025
(2) 脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業(平成26年度)	1,2	002	(6) プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「リサイクル困難廃プラの石炭等エネルギー代替利用設備導入事業」	1,2	009	(10) 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業)(平成27年度)	1,2	015	(14) カーボンプライシング可能性調査事業(平成29年度)	1,2	020	(18) 温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業(令和元年度)	1,2	026
(3) 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業(平成24年度)	1,2	004	(7) ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業等	1,2	011	(11) 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費(平成11年度)	1,5	016	(15) 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業(平成30年度)	1,2	023	(19) 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)(令和元年度)	1,2	027
(4) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成25年度)	1,2	005	(8) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(平成25年度)	1,2	012	(12) 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)(平成28年度)	1,2	017	(16) 脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業(平成30年度)	1,2	024	(20) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量管理・中長期的排出削減対策検討等調査費	1,2,3,4,5	032

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21) 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業(令和2年度)	1,2	034	(25) 革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業(令和2年度)	1,2	039	(29) 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和2年度)	1,2	047	(33) 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業(令和3年度)	1,2	052	(37) 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業(令和3年度)	1,2	056
(22) 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業(令和2年度)	1,2	035	(26) 事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業(令和2年度)	1,2	041	(30) 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業(令和3年度)	1,2	048	(34) 離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業(令和3年度)	1,2	053	(38) 住宅のZEH・省CO2化促進事業	1,2	057
(23) パッテリー交換式EVとパッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業(一部経済産業省連携事業)(令和2年度)	1,2	036	(27) 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(国土交通省連携事業)(令和2年度)	1,2	042	(31) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	1,2,3,4,5	049	(35) グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業	1,2	054	(39) 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業(令和2年度)	1,2	058
(24) 低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業(国土交通省連携事業)(令和2年度)	1,2	037	(28) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	1,2	046	(32) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(令和3年度)	1,2	050	(36) 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	1,2	055	(40) 空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業	1,2	058

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(41) 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(令和2年度)	1,2	059	(45) 淨化槽システムの脱炭素化推進事業	1,2	063	(49) ESG金融実践促進事業(令和4年度)	1,2	067	(53) プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	1,2	071	(57) 商用車の電動化促進事業(経済産業省、国土交通省連携事業)	1,2	075
(42) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(令和4年度)	1,2	060	(46) 地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業(一部国土交通省、農林水産省連携事業)	1,2	064	(50) 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)(令和4年度)	1,2	068	(54) 脱炭素型循環経済システム構築促進事業	1,2	072	(58) 温室効果ガス関連情報基盤整備事業(平成16年度)	1,2	076
(43) 地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業	1,2	061	(47) 地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業(文部科学省連携事業)	1,2	065	(51) サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業	1,2	069	(55) コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	1,2,4	073	(59) 自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業(令和5年度)	1,2,3	207
(44) 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業	1,5	062	(48) 潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業	1,2	066	(52) グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業(令和5年度)	1,2	070	(56) 特定地域脱炭素移行加速化交付金	1,2	074	(60) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(令和5年度)	1,2	208

(各行政機関共通区分)		④進展が大きくな
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和4年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は10億8,500万トンで、令和3年度比2.3%減、平成25年度比22.9%減となった。令和3年度と比べて減少した要因としては、発電電力量の減少及び鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。排出削減の実績は、産業部門を始めとする各部門での削減努力もあり、2050年カーボンニュートラルに向けた減少傾向を継続しているものの、2030年度目標や2050年カーボンニュートラルを見据えると、その達成・実現は決して容易なものではないことから、引き続き予断を持つことなく地球温暖化対策計画等に基づく対策・施策を加速化していくことが必要。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和3年比で1.4%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP(地球温暖化係数)冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和4年度の吸収量の数値は約5,020万トンで、令和3年度比6.4%の減少となった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量が減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。</p>
目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等		<p>【温室効果ガス全体の排出削減】 ○温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況や、地球温暖化対策計画に位置付けられている個別の対策・施策の進捗状況等については、毎年厳格に点検を実施しており、進捗が遅れている項目については、対策・施策の充実強化等の検討を行っている。こうした進捗状況の点検プロセスを通じて、目標達成に向けた取組を推進していくことが必要。今後、地球温暖化対策計画の改定及び次期NDC提出に向けた検討にプロセスを反映させていく。</p> <p>【Scope3における排出削減】 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を図り、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減を実現するため、機器管理者・解体業者・自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。</p> <p>○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和4年度の森林等からの吸収量が前年度から減少した主要要因としては、人工林の高齢化による成長の鈍化等が挙げられる。吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ(森林経営活動は林野庁の所管)、関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策を前進させる観点から、林業活動を通じた間伐・再造林などの適切な森林整備等を推進する必要がある。</p> <p>○新たな吸収源として国内外で注目されているブルーカーボンにおいては、令和6年4月に我が国が国連に提出した温室効果ガスインベントリで、世界で初めて海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定・報告した。今後は、塩性湿地・干潟についても吸収量を算定できるよう、科学的知見やデータ等の集積を進める必要がある。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等これまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。</p> <p>○令和4年10月に発足した脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に「COOL CHOICE」から移行するとともに、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「暮らしの10年ロードマップ」を策定した。</p> <p>○今後、デコ活応援団(官民連携協議会)を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。</p>
評価結果	<p>【温室効果ガス全体の排出削減】 <施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p><測定指標> ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 <施策> ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p><測定指標> ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から吸収量の計算を進める。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス排出量の目録)に関する対応の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標> ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。</p> <p>【国民への普及啓発】 <施策> ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、普及啓発キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と「新しい豊かな暮らしを支える」製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p><測定指標> ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえつつ、例えばデコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数を政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。</p> <p>【Scope3の排出削減の状況】 <施策> ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。</p> <p><測定指標> ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について今後検討する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 気候変動枠組条約等拠出金(平成16年度)	2 029		(5) 脱炭素移行支援に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業(平成16年度)	1,2 077		(9) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業(平成18年度)	3 0183		(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) パリ協定の実施に向けた検討経費(平成19年度)	2 030		(6) 脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1,2 79		(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業(平成26年度)	2 31		(7) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等(平成9年度)	3 81		(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2 59		(8) 二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(国際メタン等排出削減拠出金)(令和4年度)	- 089		(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり
		【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。	【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP28に向けた気候変動交渉を通じて、令和5年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第7次評価報告書サイクルが開始され、IPCC共同議長と関連する会合に日本の専門家が選出された。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び「いぶき2号」(GOSAT-2)による15年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和5年度までに累計で689本の論文が発表された。 ○環境省の支援の下、モンゴル国政府は2023年11月に自国のBUR2の中で、GOSATに基づく排出量推定値と自国の統計値に基づく排出量推計とが素晴らしく一致する旨をUNFCCCに報告した。また当該排出量推計技術の国際展開を図り、令和5年度までに中央アジアの3か国において協定の締結を行った。 ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。	
	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	○令和6年3月末時点で257件のJCM資金支援事業及び民間JCMを実施しており、うち82件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和6年3月末時点で、101件の方法論が承認された。また、11か国41件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。 ○パリ協定6条に沿ってJCMを実施するため、COP26やCOP27の決定に対応した二国間のJCMルール類の改定に時間を要している。 ○合同委員会の運営や、MRV支援、登録簿の保守・運用等について複数の事業者にまたがって委託を行っており煩雑であったため、JCMの推進のためより効率的な運用が求められている他、実施体制の強化が求められている。 ○1億トン目標達成に向けて重要な、政府資金支援事業によらない民間JCMの案件組成が十分に進んでいない。 ○上記を踏まえ、目標の達成に向けた一層の取組強化が必要となっている。		
【施策】 COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国との拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。 具体的には、排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、民間JCMも含めてMRV支援や方法論の開発、制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、パリ協定6条の国際的な動向に対応したJCMのルール改定を速やかに進めるとともに、令和7年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法に規定される指定法人制度を通じ、実施体制の強化を図る。またJCM設備補助事業等資金支援事業において事業の確実性を向上させるために導入したPINルールの運用を適切に実施する。		【測定指標】 変更の必要なし。		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT/GOSAT-2の温室効果ガス濃度算出アルゴリズムの高度化、校正、検証に反映させており、継続的にデータ品質の向上が図られている。</p> <p>○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。</p>	<p>SDGs目標との関係</p> <p>【主な目標】 JCMの枠組みのもと、優れた脱炭素技術をパートナー国に普及していくことを通じて世界の脱炭素化に貢献した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。加えてJCMはパートナー国との持続可能な開発への貢献も目的としており、JCM設備補助事業においては、ジェンダーガイドラインや人権デューデリジェンスプロセスの導入等により、ジェンダー平等の実現や人権配慮への実現にも寄与した。これらにより目標5番「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 JCMの案件の中には、脱炭素技術の導入だけでなく、コベネフィットが期待される事業を採択した。具体的には、太陽光発電の導入を通じて災害に強靭なクリーンエネルギー創出に貢献に寄与した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に貢献した。その他、脱炭素技術等の導入を通して、パートナー国や地域住民のキャパシティビルディングが進み、かつ新たな雇用機会の創出に貢献した。その結果、目標1番「貧困をなくそう」、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」、目標9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」、目標11番「住み続けられるまちづくり」に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略(環境)	

施策名	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進										担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室																																																																																																																																																	
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策評価実施予定期			政策評価実施時期 令和 6年 8月																																																																																																																																															
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進																																																																																																																																																	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・成長戦略実行計画 ・成長戦略フォローアップ 																																																																																																																																																												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 〔千㌧〕</td> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)</td> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)</td> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">△</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)</td> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">建設リサイクル推進計画2020に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>別添のとおり</td> <td colspan="3">-</td> </tr> </tbody></table>													年度ごとの目標値								年度ごとの実績値								R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 〔千㌧〕	別添のとおり	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定			別添のとおり	△			2	家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	別添のとおり	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定			別添のとおり	-			3	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	別添のとおり	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定			別添のとおり	△			4	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	別添のとおり	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定			別添のとおり	-																																																																																	
		年度ごとの目標値																																																																																																																																																											
		年度ごとの実績値																																																																																																																																																											
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																																																																																																																																					
1	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 〔千㌧〕	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定																																																																																																																																																	
		別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	△																																																																																																																																																
2	家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定																																																																																																																																																	
		別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-																																																																																																																																																
3	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定																																																																																																																																																	
		別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	△																																																																																																																																																
4	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定																																																																																																																																																	
		別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-																																																																																																																																																

	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり
評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法における分別収集量については、紙製容器包装及びペットボトルに増加が見られた。 家電リサイクル法における回収率については、令和4年度は70.2%となった。 食品リサイクル法については、再生利用等実施率は、令和2年度は再生利用事業者が近隣にいない等の要因により、外食産業で前年から1ポイント下がっているが、食品卸売業及び食品小売業では上がっている。食品製造業においては目標は達成しているものの、前年度から変わっていない。 建設リサイクル法については、建設副産物実態調査(国土交通省)によると、平成30年度の特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値(95.0%)を達成しており、今後は令和6年度の目標値(97%)の達成に向けて取組を進めていくことになる。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っているため、評価ができない。 自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ(シュレッダースト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 小型家電リサイクル法については、令和4年度の使用済小型電子機器の回収量は8.9万トンであり、令和5年度の目標値(14万トン)達成に向けて取組を進める。 使用済プラスチックのリサイクル率は0.3ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、横ばいであった。また、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えはレジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。 	
目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等		<ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法で定める指標の達成に向けて、自治体やリサイクラー等に必要な調査・支援を実施。 各種リサイクル制度において、施策の実施により指標の達成や実績値の向上など着実な成果が見られる。 指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。 	
次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	<ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。 更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。 	
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。 	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) 家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) 食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) 建設副産物実態調査結果について(国土交通省) 自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) 小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について(経済産業省、環境省) プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(一般社団法人プラスチック循環利用協会) 		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - ⑳)

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号			
(1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費	1,2,4,6,7	004875	(5) —	—	—	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—			
(2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費(昭和48年度)	3,6	004870	(6) —	—	—	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—			
(3) ネイチャー・ボジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費(平成19年度)	5,6,7	004877	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—			
(4) 國際分担金等経費(昭和54年度)(関連:28-㉒、28-㉓)	6	004869	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—			
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)															
	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等																
	次期目標等への反映の方向性	【施策】															
	学識経験を有する者の知見の活用	【測定指標】															
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						SDGs目標との関係	【主な目標】										
							【副次的効果が期待される目標】										

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - ㉑)

施策名	目標 5-2 自然環境の保全・再生									担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課																							
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。									政策評価実施予定期	令和 7年 8月	政策評価実施時期																						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 									政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進																							
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)																																	
測定指標	基準値	目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="7">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="7">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>基準年度</th> <th>目標年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> </tr> </thead> </table>			年度ごとの目標値									年度ごとの実績値							基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		年度ごとの目標値																																
		年度ごとの実績値																																
基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度																										
1 自然再生協議会の数	26	R2年度	30	R7年度	—	—	—	—	30	—	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。																						
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	6地区 100%	11地区 100%	10地区 100%	8地区 100%	—	—	—	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。																						
3 自然再生事業実施計画の策定数	48	R2年度	54	R7年度	—	—	—	—	54	—	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。																						
4 自然共生サイト及び増進活動実施計画等の認定数	0	R5年度	500	R8年度	—	—	100	—	—	500	—	生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECMの設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(企業緑地、里地里山等)については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法(令和6年法律第16号)に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。																						

5	我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	20.5%	R5年度	30%	R12年度	—	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。				
						—	—	20.5%	—	—	—	—					
6	我が国の管轄水域における海洋保護区及びOECMの割合	13.3%	R5年度	30%	R12年度	—	—	13.3%	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。				
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												達成		
7	生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進	—	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。													
8	保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。													
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国立公園等管理等事業費(令和5年度)	2, 6	004889	(5) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業(令和5年度)	1, 3, 4, 5	004877	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—	(18) —	—	—
(2) 自然環境保全地域等保全対策事業(平成22年度)	6	004885	(6) 放射線による自然生態系への影響調査費(平成28年度)	5	004874	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(19) —	—	—	(20) —	—	—
(3) 世界遺産等保全対策費(平成4年度)	6	004893	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—						
(4) サンゴ礁生態系保全対策推進費(平成30年度)	5, 6	004881	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—						
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)																
	(判断根拠)																

評価結果	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【測定指標】	
学識経験を有する者の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

施策名	目標 7-2 水俣病対策								担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、 関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための水俣病問題の解決に資する 施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。								政策評価実施予定期	■		政策評価実施時期	令和 6年 8月		
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。								政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」														
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
1 水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。			-
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	目標年度	3	3	3	3	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。			○
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1) 水俣病対策事業(昭和48年度)	1、2	176	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	
(2) 【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター調査研究(昭和53年度)	-	181	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-	
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-	
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-	

		(各行政機関共通区分)	②目標達成
	目標達成度 合意の 測定結果	(判断根拠)	<p>①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。</p> <p>②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。</p>
評価結果	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等		「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」等に基づき、あたう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実施し、また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねており、これを継続して実施することが必要である。
	次期目標等 への 反映の方向性	【施策】 【測定指標】	<p>上記の成果を踏まえ、これを継続して実施する。</p> <p>①水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)、②水俣病に関する総合的研究について外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均について、引き続き同様の指標を用いる。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	水俣病に関する総合的研究において、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実を図っている。	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施した。当該取り組みによって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策、「環境首都水俣」創造施策(水俣病発生地域ゼロカーボン産業団地創出等事業や公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業)を実施した。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」への達成に貢献できた。</p>
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	熊本県からの提供資料		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - (32))

施策名	目標 7-2 水俣病対策										担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室							
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、 関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための水俣病問題の解決に資する 施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。										政策評価実施予定期	令和 7年 8月	政策評価実施時期						
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていく環境をつくる。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進							
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」																		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成			
1 水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。						
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	基準年度	目標年度	3	3	3	-	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。						
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1) 水俣病対策事業 (昭和48年度)	1、2	4960	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	(1) 水俣病対策事業 (昭和48年度)	-	-		
(2) 【8-6再掲】 国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	4984	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-	(2) 【8-6再掲】 国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	-		
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-	(3) -	-	-		
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-	(4) -	-	-		

評価結果	目標達成度合いで測定結果	(各行政機関共通区分)			
		(判断根拠)			
	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の知見の活用	SDGs目標との関係		【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

施策名	目標 8-5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善								担当部局名	大臣官房 環境影響評価課																																					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。								政策評価実施予定期			政策評価実施時期 令和 6年 8月																																			
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。								政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備																																					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) 海洋基本計画(令和5年5月26日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																																														
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="8">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>716(130)</td><td>764</td><td>827</td><td>854</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度ごとの目標値								年度ごとの実績値								R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		—	—	—	—	—	—	—		716(130)	764	827	854	—	—	—		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
年度ごとの目標値																																															
年度ごとの実績値																																															
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																									
—	—	—	—	—	—	—																																									
716(130)	764	827	854	—	—	—																																									
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。			—																																		
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。			—																																		
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数[件]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。			—																																		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境影響評価 制度高度化経 費(昭和55年 度)	1,2,3	0196	(5) 洋上風力発電 の導入促進に 向けた環境保 全手法の最適 化実証等事業	1	0062	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—
(2) 環境アセスメ ント技術調査 費 (昭和55年度)	1,2,3	0196	(6) ゼロカーボン シティ実現に 向けた地域の 気候変動対策 基盤整備事業 (令和3年度) (関連:環境省 R4-43)	1,2,3	0049	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—
(3) 環境影響評価 制度合理化・ 最適化経費 (平成22年度)	1,2	0196	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—
(4) 地方環境事務 所における環 境影響評価審 査体制強化費 (平成20年度)	2	0196	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—

評 価 結 果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)												
	(判断根拠)	③相当程度進展あり												
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	環境影響評価法に基づく手続の実績件数及び環境大臣意見の提出回数は増加しており、順調に運用されている。引き続き、効率的な審査に努めてまいりたい。 ・EADAS等のデータベースの運営・拡充や研修の開催等による情報提供の場の整備、環境省における審査体制の強化、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の開発、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討等を行い、環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。												
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。特に、再生可能エネルギー発電事業については、地域の声を踏まえた適正な環境配慮が確保されるよう、環境影響評価制度等を適切に運用していく。 【測定指標】 風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的に実施し、状況の把握に努めていく。 【測定指標】 EADAS等のデータベースの拡充を引き続き進めていく。												

学識経験を有する者 の知見の活用	環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文 化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉 を推進する」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	法に基づく案件数 http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html		

施策名	目標 9-1 地域の脱炭素化の推進										担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。										政策評価実施予定期			政策評価実施時期	
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・賛成型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。										政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講すべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生(地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ))」														
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	1年度	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。		-
2 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	1年度	100%	R12年度	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%		地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため		○
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数(累積)	-	1年度	1,000施設	R7年度	-	-	-	-	-	-	-		防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため		-
4 脱炭素先行地域選定数(累積)	-	1年度	少なくとも100地域	R7年度	-	-	-	-	-	-	-		脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。		-
5 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	-	1年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定)		-

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	1.2	49	(5) 特定地域脱炭素移行加速化交付金	1.2,4	74	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—
(2) 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和3年度)	1.2	47	(6) 株式会社脱炭素化支援機構出資金(令和4年度)(財政投融資)	5	—	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—
(3) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	3	46	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—
(4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(令和4年度)	1.2,4	60	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティ表明団体(2023年10月1日時点)のうち、区域施策編を策定しているのは59.2%、区域施策編を策定する予定があるのは29.5%と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・事務事業編の策定率は92.7%に上っており、加えて3.9%の地方公共団体が事務事業編を策定する予定がある状況と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R5年度までに累計822箇所と順調に増加しており、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度(令和7年度)までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和5年度においては4月に第3回として16地域、11月に第4回として12地域選定し、これまでに合計で73地域選定されていることから、目標値の達成が可能と考えられる。 	
目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量(各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上)と質(実行計画に基づく地域共生型再エネの促進など具体的な事業推進等)の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。 ○地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。 ○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっていることを踏まえ「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について引き続き、必要な財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。 ○脱炭素先行地域の第3回募集では全国67の地方公共団体から58件の提案、第4回募集では全国62の地方公共団体から54件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。		

次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】	<p>【施策】 「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標5について、令和5年秋に開催された官民ファンド幹事会において設定したマイルストーン及び本政策評価の達成目標を踏まえ、令和6年度の政策評価における目標を変更する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。</p>
学識経験を有する者 の知見の活用		<p>補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。</p> <p>SDGs目標との関係</p> <p>【主な目標】 28か所の脱炭素先行地域選定、重点対策加速化事業の支援及び、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靭性の向上)と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組への支援を行うことにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和5年10月1日現在)(環境省)	

評価結果	(各行政機関共通区分)		①目標超過達成
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	
	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	測定指標1における年度目標を超過達成している。 令和元年度から令和5年度までの「環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業」を通じて、地域循環共生圏創造のために必要な地域プラットフォーム形成のためのノウハウを蓄積し、実際に優れた事例を創出できており、目標数値も達成している。一方で、我が国全体が持続可能となることを目指し、地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数をさらに増加させるためには、地域循環共生圏に取り組むメリットをより示し、共生圏づくりの主体を増加させていくこと、また、地域循環共生圏づくりの支援ができる主体を増加させ、支援体制を強化することが必要である。このため、令和6年度からは、地域の経済社会構造に大きなインパクトを与える地域循環共生圏の事例として、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、持続可能な地域への移行を目指すトランジションモデルの創出、地域循環共生圏づくりの支援体制強化として、地域循環共生圏づくりの支援を行うことができる主体の育成を行う。 また、環境省政策評価委員会での意見(事業終了後も地域循環共生圏づくりの活動が継続していくことが重要)を踏まえ、当該事業のフォローアップの方法等について、当該事業の有識者会議の意見等を踏まえて検討していく。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 令和6年度は、地域循環共生圏づくりのノウハウ洗練、広報活動を引き続き行うとともに、地域循環共生圏づくりを支援する中間支援機能の担い手を育成することにより、地域循環共生圏の創造をさらに強力に推進する。 【測定指標】 令和5年度までの目標を大幅に超過することとなったため、令和6年度以降の目標数値を見直すこととする。 【測定指標】	
学識経験を有する者の知見の活用	有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略、さらには次年度以降の事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。	SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。令和5年度の「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成し、事例を「地域循環共生圏創造のための手引き」としてまとめ、またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくり」に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていくことであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		

施策名	目標 10-4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	担当部局名 環境保健部 放射線健康管理担当参事官室			
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期 令和 6年 8月	
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消	政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針				
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	15 H24年度	20 —	20 20 20 20 20 20 — 27 27 33 35 — — —	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。	○
2 受講者満足度 (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)	83 R2年度	80 —	80 80 80 80 80 80 — 83 92 99 98 — — —	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	○
3 受講者満足度 (住民セミナー、車座意見交換会平均)	98 R2年度	80 —	80 80 80 80 80 80 — 98 98 97 99 — — —	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。	○
4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合 (%) (全国アンケート調査)	40 R2年度	20 R7年度	40 — — — 41.2 40.4 46.8 37.3 — — —	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないとされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。	—

評価結果	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間とりまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。</p> <p>①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。</p> <p>②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年春に特定復興再生拠点区域の避難指示が順次解除されることから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。</p> <p>④事故後の放射線の健康影響に関する風評払拭と差別・偏見のない社会の実現するため、調査で明らかになった、健康影響への誤解が多い層への情報発信に加え、福島県にゆかりのある方からの情報の信頼度が高い点を踏まえた、福島県民が自ら情報発信を行う施策を展開するなど、情報の受け手の特性にあわせた広報を継続していく必要がある。</p> <p>⑤福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、甲状腺検査の結果がんが見つかった対象者へのこころのサポート体制も引き続き構築する必要がある。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。 【測定指標】 ①研究の採択等件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。			
学識経験を有する者の知見の活用	有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。 この助言を参考にして研究課題の採択や評価を実施した。		SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめ」を踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」、10番「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11番「住み続けるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択ができるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16番「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。</p>	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標②、③: 令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業)委託業務報告書」別添(環境省)				